

令和5年9月1日以降版

ながさきで心呼吸の旅キャンペーン

取扱マニュアル

< 宿泊事業者用 >

**令和5年 8 月 1 日
〈Ver.6.0.0〉**



ながさきで心呼吸の旅キャンペーン事務局

ながさきで心呼吸の旅キャンペーン マニュアル 目次

1.ながさきで心呼吸の旅キャンペーンについて	2～8
（１）はじめに	3
（２）ながさきで心呼吸の旅キャンペーンの概要	4～8
2. 参加画方法・申し込み	9～13
（１）参画条件	10
（２）旅行参加申し込みの種類	11
（３）現地割引の参画登録・申し込み	12～13
3. 運用方法	14～17
（１）チェックイン時の対応	15～17
4. 商品造成・販売	18～25
（１）割引について	18～20
（２）補助適用について	21
（３）宿泊商品について	22～24
（４）利用者に求める条件	25
5. ワクチン接種済・検査陰性結果確認	26～32
（１）ワクチン接種済証明・検査陰性証明について	27
（２）ワクチン接種・検査確認について	28～32
6. 宿泊事業者の役割	33～37
（１）宿泊事業者の役割について	34～35
（２）不正行為について	36
（３）その他	37
参考	38

1. ながさきで心呼吸の旅 キャンペーンについて

(1) はじめに

はじめに

「ながさきで心呼吸の旅キャンペーン」取扱マニュアル（以下「本マニュアル」）は、国の「地域観光事業支援（全国旅行支援）」にかかる補助金交付要綱、ながさきで心呼吸の旅キャンペーン実施要領等に基づき作成するもので、ながさきで心呼吸の旅キャンペーン（以下「本事業」）の実施に必要な事項を定めるものです。

本事業の参画や実施にあたっては、本マニュアルを熟読いただき、不明な点等がございましたら、ながさきで心呼吸の旅キャンペーン事務局（以下「事務局」）までお問合せください。

<留意事項>

国の交付要綱の改正等があった場合には、本事業の制度や取扱いも変更となる場合がございます。変更等が生じた場合は、参画事業者様へ直接ご案内及びホームページにて公表を行った上で、本マニュアルの改訂を行いますので、適宜ご確認くださいませようお願いいたします。

■全国旅行支援とは

全国旅行支援とは、旅行代金の割引と地域クーポンを付与する全国を対象とした観光需要喚起策です。

■ながさきで心呼吸の旅キャンペーンとは

本事業は、観光庁の「地域観光事業支援（全国旅行支援）」を活用して実施する全国を対象とした観光需要喚起策で、新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ旅行需要の回復を図り、深刻な影響を受けている県内観光関連事業者を支援することを目的として、以下のキャンペーンを実施します。

- ①旅行・宿泊代金の割引（長崎県を目的地とする旅行・宿泊サービス（長崎県民の長崎県内旅行を含む））
- ②地域クーポンの付与（県内の観光施設・観光体験、土産品店、飲食店等にて利用できる地域限定のお買い物券）

長崎旅行を最大20%お得にお楽しみいただけるキャンペーンです！

さらに、長崎で使える地域クーポン（平日:2,000円/休日:1,000円）も付いてきます！

〈例えば平日大人2名（旅行代金4万円／1人）で2泊3日の長崎旅行の場合〉



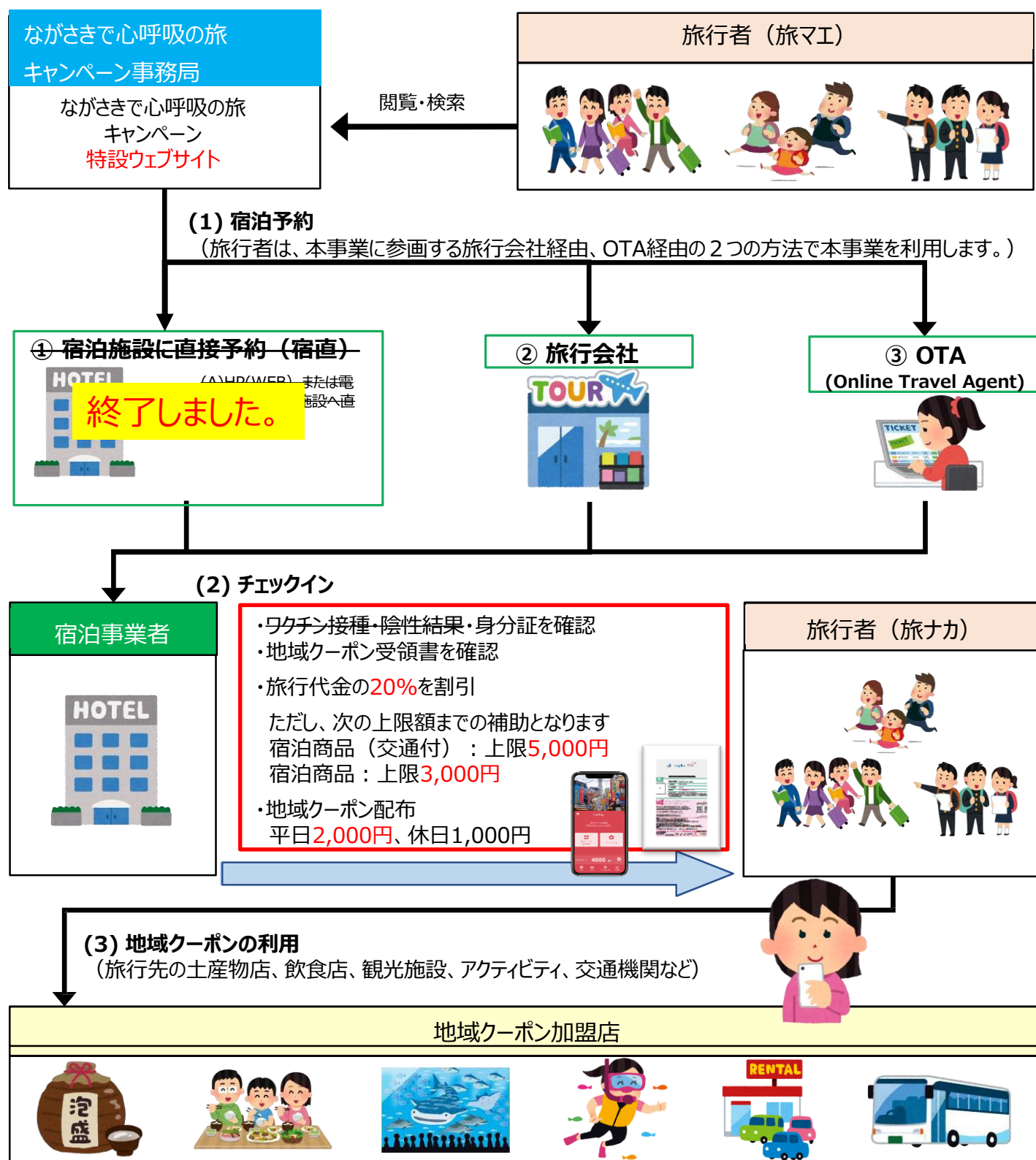
(2) ながさきで心呼吸の旅キャンペーンの概要

ながさきで心呼吸の旅キャンペーンの概要

名称	ながさきで心呼吸の旅キャンペーン
実施期間	・宿泊を伴う旅行商品 2023年9月1日（金）宿泊 ～ 2023年9月30日（土）宿泊 (2023年10月1日（日）チェックアウト) ※上記期間内であっても、予算の上限に達し次第、新規予約の受付を停止することがあります。 ※宿泊施設での直接割引については、終了しております。
利用対象者	日本国内居住者（長崎県居住者を含む）
利用条件	ワクチン3回接種 または（陰性の）検査結果通知書 学校行事等ワクチン検査の適用除外となる場合がございます。詳細はP30 をご参照ください。
利用日数の制限	1回の予約または申込につき、7泊までが対象 ※利用回数に制限はありません。
補助金交付額	割引率：旅行商品代金・宿泊料金の20% 割引上限額（1人1泊あたり） 宿泊を伴う旅行商品（交通付）：5,000円（1人1泊あたり） （鉄道・バス・タクシー・ハイヤー・航空・フェリーなど） 宿泊を伴う旅行商品：3,000円（1人1泊あたり） 日帰り旅行商品：3,000円（1人1泊あたり）
地域クーポン	平日：2,000円 休日：1,000円
割引対象となる販売方法	ながさきで心呼吸の旅キャンペーンに承認された 旅行会社・OTAでの販売
感染症対策	業種別ガイドラインや第三者認証制度「team NAGASAKI SAFETY」は終了・廃止となるため、事業者の判断に委ねます。 長崎県、及び各業界団体等が定める業種別感染拡大防止ガイドラインを遵守すること。「team NAGASAKI SAFETY」認証施設であること。

(2) ながさきで心呼吸の旅キャンペーンの概要

本事業の販売スキーム



(2) ながさきで心呼吸の旅キャンペーンの概要

割引について

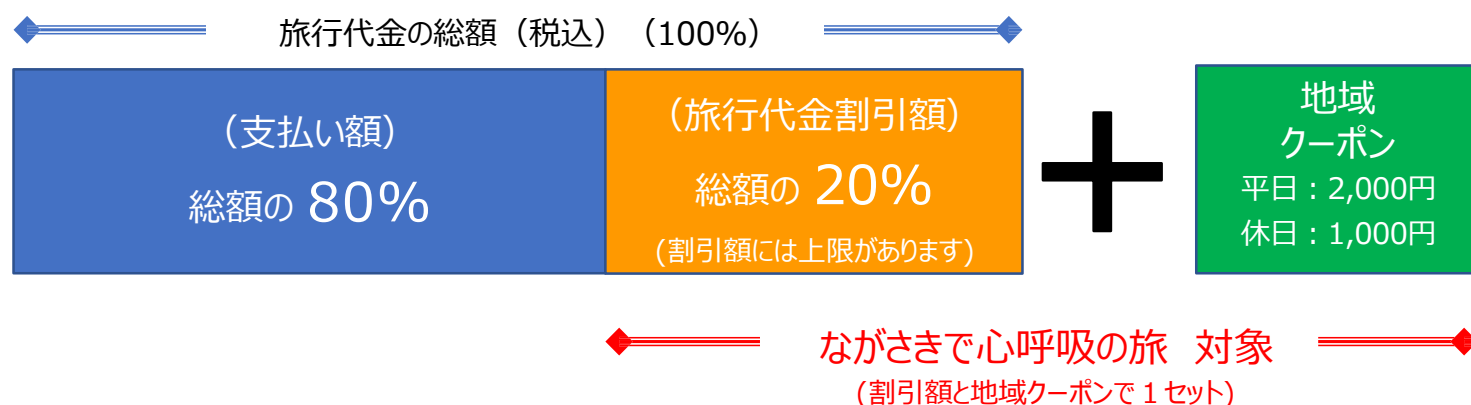
長崎県への旅行需要を喚起するため、以下の旅行商品代金・宿泊料金の割引及び、地域クーポンを付与いたします。

宿泊旅行代金の割引

1 人一泊あたりの旅行代金を下記の通り割引いたします。

※こども料金や無料幼児も 1 人として計算可能。

- ① 旅行代金の20% (割引額には上限があります。)
- ② 条件に沿った地域クーポンの配布 ※条件は下記参照



旅行商品代金・宿泊料金割引額の上限 (1 人一泊あたり)

旅行商品代金・宿泊料金割引額の上限は次の通りとします。

宿泊を伴う旅行商品 : 3,000円 / 宿泊伴う旅行商品 (交通付) : 5,000円

割引額は、旅行代金の20%に相当する額か、上記の上限額のいずれか低い方とします。

※割引額に関する詳細はP19をご参照ください。

旅行商品代金・宿泊料金割引の対象日数

割引対象となる商品の購入回数の上限はありませんが、1旅行あたりの割引対象泊数は1泊2日～7泊8日までの旅行が対象となります。

※宿泊日数制限に関する詳細はP7をご参照ください。

地域クーポン (電子クーポン) (1 人一泊あたり)

地域クーポンの配布金額

平日 : 2,000円 / 休日 : 1,000円

※地域クーポン (電子クーポン) の取扱いに関する詳細はP15～P17及び別紙の地域クーポン取扱いマニュアルをご参照ください。

既存予約の取扱い

予約開始日 (令和5年8月4日10時～予定) より前に予約がなされた宿泊・旅行商品については、国の通知に基づき対象外とされます。

(2) ながさきで心呼吸の旅キャンペーンの概要

宿泊数の制限・既存予約の取扱い・平日、休日の取扱い

一度の旅行での宿泊日数は同一施設の連泊、異なる施設の宿泊を問わず7泊までが対象です。
(参考) 旅行会社の場合、1回の予約または申し込みにつき7泊までが対象となりますが、利用回数に制限はありません。

1回の予約または申込で7泊を超える場合は「初泊～7泊目の合計宿泊料金」を対象とします。

【宿泊を伴う旅行商品 / 1人】 合計宿泊料金：130,000円／9泊10日

	1泊目	2泊目	3泊目	4泊目	5泊目	6泊目	7泊目	8泊目	9泊目
宿泊料金	2万円	1万円	1万円	1万円	8千円	7千円	5千円	2万円	4万円

本事業においては対象外（日程外）とみなす。

《手順》

① 1泊目～7泊目の連続した宿泊料金を足します。（今回の例の場合は 70,000円）

② ①に割引額20%を乗じます。 $70,000円 \times 20\% = 14,000円$

旅行割引額 14,000円 < 上限額3,000円×7泊 21,000円

※ 高額な宿泊のみ（1,2,3,4,5,6,8泊目）を合計した場合の 85,000円を算出根拠額とできません。

※ 1泊目～7泊目に含まれる物品やサービスのみが対象となります。

【既存の予約の取扱いについて】

令和5年9月1日（金）以降の宿泊は、
8月4日（金）10時以降に予約がなされた対象宿泊・旅行商品が割引の対象となります。

ただし、例外として受注型企画旅行については、確定書面（※）の交付日が全国旅行支援対象商品販売開始日以降であって、旅行の実施日が対象期間内であれば、割引対象となります。

なお、OTA等で全国旅行支援対象商品販売開始日より前に予約がなされていたが、全国旅行支援対象商品販売開始日以降に、全国旅行支援の割引適用となるクーポン等を付与したとしての割引の対象外となります。

※本事業で定める確定書面とは、標準旅行業約款 第10条に定める「利用予定の宿泊機関及び旅行計画上重要な運送機関の名称」に加え、最終人員（大人・小人・無料幼児の区分含む）、旅行期間、確定書面手交日、が記載された書面、と規定します。

最終旅程表に、上記項目が記載された書面等でご準備をお願いします。

【平日と休日の取扱いについて】

平日と休日の定義は次の通りです。

① 宿泊旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その宿泊は「休日」として取扱い、それ以外を「平日」として扱います。

② 日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

	土	日	月（祝）	火	水（祝）	木	金	土	日
宿 泊	休日	休日	平日	平日	平日	平日	平日	休日	平日
日帰り	休日	休日	休日	平日	休日	平日	平日	休日	休日

(2) ながさきで心呼吸の旅キャンペーンの概要

本事業の全体流れ

STEP1 登録申請

ながさきで心呼吸の旅キャンペーンに参画申し込み
[P9 参照]

～ 事務局審査 ～

STEP2 事前準備

スターターキット到着
【P15 参照】

宿泊商品の設定
【P24 参照】

マイページの登録
【P16 参照】

マイページ登録のご案内はスターターキットに含まれます。

～ながさきで心呼吸の旅対象商品の予約・割引販売～

STEP3 接客対応

チェックイン対応
[P16～ 参照]

地域クーポン配布対応
[地域クーポンマニュアル 参照]

ワクチン接種・検査結果確認方法
-[P29～ 参照]-

STEP4 精算

精算
[P36～ 参照]

2. 参画方法・申し込み

(1) 参画条件

参画規定について

参加条件：本事業に参画される場合は、①～⑩の参画規定が条件となっております。

- ① 旅館業法(昭和23年法律第138号)における旅館業者、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)における住宅宿泊事業者
但し、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)において、「専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する」施設と位置付けられている宿泊施設については、割引の対象外となります。



- ② 長崎県内の施設であり、上記「①」の要件を満たす施設

- ③ 申込事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が 長崎県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会勢力が申込事業者の経営に事実上参加していないこと。

- ④ 本事業を適切に実施すると共に、公序良俗に反しないこと等を誓約し、これを遵守すること。



- ⑤ 本事業の割引を適用する利用者に対し、要件（全員分の公的証明書による本人確認、**ワクチン3回目接種証明、または検査による陰性の検査結果通知書の確認**を行うこと等）の確認を適正に行うこと。

- ⑥ チェックイン時に、上記「⑤」の要件を満たさない場合、本事業の割引を適用しないこと。



- ⑦ 本事業の割引を適用する利用者に対し、地域クーポンの配布を行うこと。

- ⑧ ~~長崎県感染防止対策認証制度（team NAGASAKI SAFETY）を取得している宿泊施設であり、感染拡大防止の徹底に協力ができること。~~

- ⑨ 本事業の実施にあたり必要となる事務・経理手続を適正に実施すると共に、必要な証憑書類の提出・提示、その他必要となる事項について長崎県及び事務局の依頼に誠実に対応すること。

※国の補助金（地域観光事業支援）を活用して実施する国庫事業となりますので、経理書類等は**5年間保存・保管**する必要があります。



- ⑩ 地域クーポンを適切に配布し、本事業の適正な運営に協力できること。

- ⑪ 旅行会社（OTA・WEB販売）が販売する旅行商品もしくは宿泊施設での直接割引予約について、チェックイン時に地域クーポン（QR）を発行（プリントアウト）し、利用者に手交すること。また、地域クーポン（QR）発行に必要な環境（PCおよびインターネット環境、プリンター A4・白黒）下であること。



(2) 旅行参加申込の種類

販売方法 事前にご確認の上ご利用ください。

販売方法は、以下のいずれかとなります。

本事業に参加していない旅行会社・OTA・宿泊施設は利用できません。

- ① OTAで予約（OTAが発行する割引（電子クーポン）クーポンでの割引）
 - ・会員向けのOTAサービスクーポンを利用することは可能ですが、同クーポンを利用する場合は、同クーポンを先に適用します。適用後、平日3,000円（税込）未満、休日2,000円（税込）未満になった場合は、割引不可となります。なお、個人所有のOTAポイントは、後からの充当は可能です。
- ② 旅行会社で予約
 - ・対象の旅行会社で販売する貸切バスを利用した受注型企画旅行・募集型企画旅行（日帰り旅行含む）が対象となります。※修学旅行は対象外です。

販売等に関する詳細は、OTA、各旅行会社へお問い合わせください。

(3) 現地割引の参画登録・申し込み

参画登録手順

登録・審査・承認

① メール、またFAXより参画申し込み

メールアドレス : shinkokyu-s@42.tripwari.jp FAX : 095-818-3519

[P13] 参照



② 事務局から確認メール（FAX）の送信
(申込内容に間違いがないか再度ご確認ください)



修正あり

修正なし

③ 確認メール記載のURLより
該当箇所を修正の上で事務へ連絡

登録情報に誤りや不足がありましたら修正となります。
必要書類等はお忘れ無いようお願い致します。



④ 申請完了
(事務局からの連絡をお待ちください)



⑤ スターターキットの到着をお待ちください



⑥ ながさきで心呼吸の旅キャンペーン 事業者用マイページの登録

(3) 現地割引の参画登録・申し込み

必要な提出書類

以下の提出書類が“必須”となっております。
提出がない施設様の登録は出来ませんので、ご注意ください。

① 参画登録申請書

● 参画登録申請書の入手先

ながさきで心呼吸の旅キャンペーン事業者向けホームページ

<https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin/report/nagasaki-shinkokyu/jigyousha>

本事業の参加を取りやめる場合

本事業への参加を取りやめる場合は、事務局までご連絡ください。

登録内容を変更したい場合

登録内容（事業者名、代表者名、住所、連絡先、振込口座名等）を変更したい場合は、変更届に記載の上、事務局へ送付ください。

3. 運用方法

(1) チェックイン時の対応

接客対応（チェックイン対応／地域クーポン配布）

補助金適用条件

- ・本事業の割引を適用する利用者に対し、要件（全員分の公的証明書による本人確認、**ワクチン3回目接種証明、または検査による陰性の検査結果通知書の確認**を行うこと等）の確認を適正に行うこと。
- ・チェックイン時に、上記の要件を満たさない場合、本事業の割引を適用しないこと。
- ・本事業の割引を適用する利用者に対し、地域クーポンの配布を行うこと。
- ・地域クーポン受領書を受け取ること。

※OTA及び旅行会社（非対面販売）のみ必要です。



※P10参加規定⑤～⑦にも同様の記載がございます。ご確認ください。

宿泊事業者様 対応業務

ポイント

■**ワクチン3回接種または検査による陰性証明の確認**
「ワクチン接種・検査結果確認方法」[P30～P34]をご確認ください。条件に満たない場合はP35～P36をご確認ください。

ポイント

■**地域クーポン（QR）配布**
地域クーポン取扱いマニュアル＜宿泊施設・旅行会社用＞をご確認ください。

ポイント

■**地域クーポン受領書の確認**
提出された地域クーポン受領書の内容に記載漏れや不備がないかご確認ください。

※OTA以外の旅行会社（店頭販売分のみ）経由の予約については、地域クーポン受領書は旅行会社にて取得されます。



(1) チェックイン時の対応

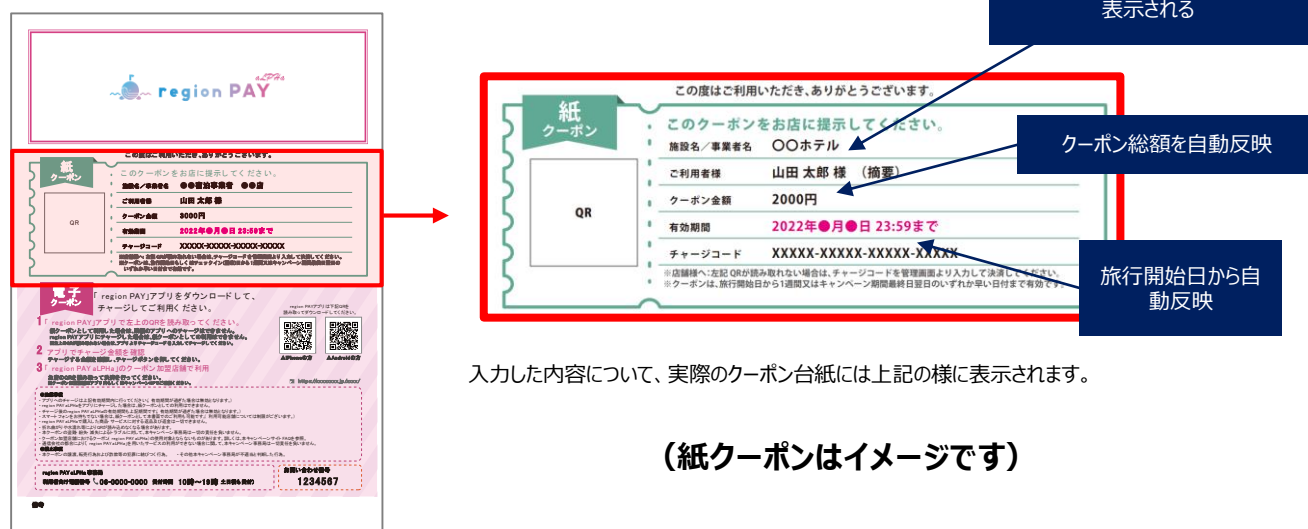
接客対応（チェックイン対応／地域クーポン配布）

1 クーポン台紙をお渡しする。

有効期間は旅行期間中(宿泊するホテル等のチェックイン日からチェックアウト日まで)となります。

有効期間は管理画面上で入力した旅行開始日から自動算出されます。

※配布期限は2023年9月30日までとなります。9月30日を含む宿泊の場合で、チェックアウト日が10月1日以降となる場合は、使用期限が2023年10月1日となります。



入力した内容について、実際のクーポン台紙には上記の様に表示されます。

(紙クーポンはイメージです)

・利用者にQR付きのクーポン券を発行し手交する必要があるため、PC環境及びプリンターの準備が必要となります。

・管理画面確認用WEBブラウザ

【推奨ブラウザ】

Windows11:Microsoft Edge / Google Chrome / Firefox(いずれも最新)

Mac OS Version12.3.1以上:Safari / Google Chrome / Firefox(いずれも最新)

iPhone OS Version15.4.1以上:Safari(最新) Android OS Version12以上:Google Chrome(最新)

※Internet Explorerは推奨しておりません。

2 クーポン台紙の記載内容に誤りがないか確認して旅行者にお渡しする

クーポン付与額

地域クーポンの配布額は平日と休日によって異なります。

下記、クーポン配布額をご確認ください。

なお、クーポン付与額は自動反映されますが、誤りがないか配布前に確認をお願いします。

	1人一泊あたり
平 日	2,000円
休 日	1,000円

・大人、子供、幼児、全て配布対象

※ 無料幼児を旅行割引対象とする場合、
地域クーポンも配布対象となります。

(2) チェックイン時の対応

接客対応（チェックイン対応／地域クーポン配布）

3「地域限定クーポン受領書」へ受領額及び受領者署名を記載してもらう

地域クーポンを受領したお客様へ、OTAおよび旅行会社（非対面販売）経由で旅行商品を購入の場合は、「地域限定クーポン受領書」の太枠部分「2」のクーポン受領書欄をご確認・チェックいただき、署名の上、ご提出をご依頼ください。

※割引方法により、様式が異なりますのでご注意ください。

※OTAおよび旅行会社（非対面販売）用の「地域限定クーポン受領書」については、県及び事務局への提出は不要と致しますが、不正防止等の観点からお客様へは記載・署名をいただき、保管をお願いします。

※複数名で宿泊の際に地域限定クーポンを各自に発行した場合でも、地域限定クーポン受領書の記載・署名は代表者の方のみで構いません。

ながさきで心呼吸の旅キャンペーン【地域限定クーポン受領書】（日帰り商品共通）
この様式は、旅行会社（OTA（オンライントラベルエージェント）含む）で割引商品を購入した際の様式であり、以下の取
り扱いで提出先が異なりますのでご注意ください。
※旅行会社（対面販売）経由で旅行商品を購入の場合は、旅行会社への提出が必要となります。
※じゃらん、楽天等のOTAおよび旅行会社（非対面販売）経由で旅行商品を購入の場合は、宿泊施設への提出が必要とな
ります。
※地域限定クーポンを受領した方は、太枠部分「1」および「2」のクーポン受領書欄をご確認・チェックいただき、署名の上、
旅行会社または宿泊施設にご提出をお願いします。
※グループ（団体含む）で複数枚のクーポン（ながさき PAY）を受領する場合は、「内訳」欄も記載し、代表者一人が署名を
お願いします。
※原本のみ有効。消せるボールペンや鉛筆の使用は不可。

1 宿泊代表者 ※当該個人情報、本キャンペーンの利用確認のために使用し、他目的には一切使用しません。

代表者氏名	電話番号	-	-
住 所	都道府県		
宿 泊 日	令和 5 年 月 日 19時～	令和 5 年 月 日 19時外	泊
人 数	大人 名	子供 名	

※中学生以上は「大人」、小学生以下は「子供」にカウントしてください（代表者も含め）。
2 クーポン受領書 ※下記事項を確認後、署名をお願いします。

☐ 下記の金額の地域限定クーポン（ながさき PAY）を間違いなく受け取りました。

地域限定クーポン ながさき PAY 受領額（合計）	¥	【内訳】	円× 名分
※内訳にはながさき PAY に記載のクーポン金額を記入ください。			
受領代表者署名欄 令和 5 年 月 日			

お客様代表者に
記載・署名をもらう

地域限定クーポン受領書 （OTA、旅行会社（非対面販売）用）

4. 商品造成・販売

(1) 割引について

割引適用となる宿泊料金の下限について

宿泊料金は割引額と地域クーポン券配布額の合計を下回らないことが前提となります。

以下の商品は、本事業の対象商品として**造成・販売できません**。

- ・平日：1人1泊（日）あたりの旅行代金が3,000円未満になるもの
- ・休日：1人1泊（日）あたりの旅行代金が2,000円未満になるもの

〈平日における宿泊料金下限〉

1日1泊あたりの宿泊料金 (日帰りの場合は1人あたり)	宿泊料金の割引	クーポン券
3,000円以上	20%	2,000円
3,000円未満	割引なし	配布なし

〈休日における宿泊料金下限〉

1日1泊あたりの宿泊料金 (日帰りの場合は1人あたり)	宿泊料金の割引	クーポン券
2,000円以上	20%	1,000円
2,000円未満	割引なし	配布なし

当該旅行の日程において最低宿泊料金を下回っていないかを確認の上、補助の対象となる宿泊商品を販売ください。他の割引クーポン等を利用した場合においても、割引後の宿泊料金が最低宿泊料金を下回る場合は補助の対象外となります。

● 旅行者に利益（逆ザヤ）が発生する場合の考え方

合計宿泊料金：2,000円/1泊2日/1名参加 ※平日

合計旅行代金 2,000円 < 最低旅行代金 3,000円

この場合、合計宿泊料金が最低宿泊料金を下回るため、当該旅行商品は補助の対象外です。このように旅行者の実質負担額が0円未満になる（旅行者に利益が発生する）ことを避けるために、最低宿泊料金を設定しています。

合計旅行代金

2,000円

補助金

販売補助額

400円

地域クーポン

2,000円

旅行者支払額

1,600円

400円分
旅行者に利益
(逆ザヤ)が発生

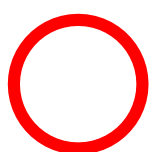
(1) 割引について

割引適用となる宿泊料金の下限について

子供や幼児も1名としてカウントすることを原則とします。ただし、旅行者全員の合計旅行代金から計算する場合は、次の例のように大人料金だけで算出すると基準以上でも、旅行代金の異なる子供や幼児を人数に加えることにより最低旅行代金を下回る場合には、申請として除くことも可能です。

【例】宿泊商品に無料の乳幼児が参加する場合

合計宿泊料金：20,000円/2泊3日の宿泊を伴う旅行 ※平日2泊



〈大人2名、無料の乳幼児をカウントしない場合〉

(泊数 × 3,000円) × 参加人数
(2泊 × 3,000円) × 2名 = 宿泊料金12,000円
※1人1泊あたりの宿泊料金は3,000円となる。

⇒ 1人1泊あたりの宿泊料金が最低宿泊料金以上のため補助の対象となる。



〈大人2名 + 無料の乳幼児をカウントする場合〉

(泊数 × 3,000円) × 参加人数
(2泊 × 3,000円) × 2名 + (2泊 × 0円) × 1名 = 宿泊料金12,000円
※1人1泊あたりの宿泊料金は(12,000円 ÷ 3名 ÷ 2泊 = 2,000円)となる。

⇒ 1人1泊あたりの宿泊料金が最低宿泊料金未満のため補助の対象外となる。

(2) 補助適用について

補助対象となる商品を販売する際の注意点

① **架空予約など宿泊施設や旅行の予約を捏造していないこと**

- ・利用者が予約した旅行及び宿泊施設には必ず利用者の参加、宿泊実態を確認できることが補助適用の条件となります。（宿泊実態等が確認できない場合は、補助対象相当分をお支払いできません）
- ・旅行内容や宿泊日、宿泊者が確定しない予約や、権利放棄を前提とした旅行商品は補助適用対象外です。

② **宿泊料金の水増しにつながる行為は補助対象外となる**（P23参照）

- ・現金を含む金券類等が商品に含まれた場合は、補助対象外です。

③ **日本に居住する旅行者へ販売された商品であること**

- ・国籍を問わず「日本に居住している方」が補助対象です。
- ・日本国籍であっても、日本に居住実態のない方（海外に居住している方）は対象外です。

(3) 宿泊商品について

宿泊料金に含められない物品

次のものは、補助対象とはなりません。

① 換金性の高いもの

- 現金および金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等 紙・デジタルを問いません）

ただし、次の（ア）～（ウ）の**すべてを満たすものに限って**は商品に含めることが可能です。

（ア）金券の用途となる物品またはサービスが、券面に記録されたものである。

ただし宿泊施設の館内利用券に限り金額の明示は可能

（イ）用途が具体的に特定されている、または限定された複数の用途の中から

ひとつを選択して利用するものである

（ウ）当該商品の旅行期間内に目的地内でのみ利用できるものである

- 鉄道の普通乗車券

回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金含む）等は、宿泊事業者における適切な管理がなされている場合は対象に含めることが可能です。

- 収入印紙や切手

② 次に掲げるもの

- ライセンスや資格の取得費用

③ 事務局が対象商品として適切でないと認めるもの

【割引対象とする宿泊商品の基準・考え方について】

「対象商品として適切でないと認めるもの」について、個別具体的に割引の対象とするか否かを判断することとし、その基準・考え方について次の通り明確化します。

① 感染拡大防止の観点から問題がないこと

長崎県の感染拡大予防ガイドラインを遵守していることが前提です。

② 商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと（おおむね2倍）

割引を広く適正な活用を推進するため、旅行目的地の消費に貢献している事を前提に、セット商品の妥当性をご検討いただきます。

③ 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること

商品に含む土産等の物品やサービス等については旅行目的にそっており、旅行目的地消費に寄与するという事業の趣旨を踏まえてセット商品の妥当性をご検討いただきます。

④ 利用者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること

土産やサービスなどは旅行の開始から終了の期間内で利用者が享受できるものに限ります。ただし、利用者の所有物で自宅から送付または自宅にて受領する宅配利用は この限りではありません。

①～④の判断基準を踏まえた上で、社会通念上の観点も含めて総合的に判断します。次頁に事例を示します。

(3) 宿泊商品について

宿泊料金に含められない物品

【補助対象とする宿泊商品の基準・考え方の事例】

	対象となる商品例	対象外となる商品例
①	●大学の合宿 ●小学校のスキーレッスン校外学習 ●モーニングヨガ体験付き宿泊	●運転免許取得合宿 ●スキーの検定取得宿泊
②	●適切に感染対策を行った団体旅行	●コンパニオン接待付き宴会を伴う宿泊
③	●宿泊施設の館内でのみ利用可能な1,000円券 ●宿泊代金が1万円の旅館において、特産の果物2千円相当が土産に付く旅行商品	●宿泊施設に併設するショッピングモール内で利用可能な1,000円券 ●通常の宿泊料金水準を超えた、旅行目的地での消費にあたらぬ有名ブランドの化粧品付き宿泊商品
④	●酒造巡りツアーで地酒1本土産付 ●森林セラピストが同行する森林セラピーツアー	●旅行目的地に工場のある全国メーカーの時計 付き旅行商品 ●目的地に関係のないセラピーをするセラピスト同行旅行商品
⑤	●お部屋に地域特産の果物盛り合わせがサービスされる旅行商品	●後日自宅に地域特産の果物が宅配で届く旅行商品

旅行は多様な価値創出や企画によって成立するものである事を踏まえ、上述の基準・考え方に照らして個別具体的に割引の対象外とするか否かを判断します。割引の対象になるか判断に迷われる場合には、ながさきで心呼吸の旅キャンペーン事務局に事前にご相談ください。相談なく企画、販売されたものが、宿泊の実績報告の段階で宿泊料金割引対象外と判断された場合は、補助金の支払いを受けられません。また、補助対象として不適切と判断された商品であっても、不適切となる商品やサービスと旅行部分が明確に区分でき、利用者に宿泊料金として分けて提示されて販売された場合は、宿泊部分のみ補助対象となる場合があります。

(3) 宿泊商品について

補助対象商品の取扱いに係る留意すべき算出例

(1) 本事業以外の各種割引の併用について

例：楽天割引クーポン、例：JALマイレージバンク、例：楽天ポイント

宿泊代金を割引く目的で国や事業者から利用者に付与されるクーポン、マイレージ、ポイント等（以下、「クーポン等」という）は、次の通り取り扱います。

- ①割引クーポン：使用可能ですが、クーポン適応後の価格を基準として補助対象金額を算出します。
該当するものとして、以下の例はすべて先に割引いてください。
 - ・市町村など都道府県以外の自治体が独自に付与するもの
 - ・旅行代理店が会員サービスなど一定の条件を満たした顧客や商品に広く付与するもの
 - ・価格決定権を持つものが旅行割引を適用とする自らの商品に対して付与するもの等
- ②個人が所有するポイントやマイレージを支払い手段として用いる場合は、割引の適用後に利用してください。
なお、ポイント・マイレージ等は、補助対象部分にはポイントは付与できません。

(クーポン等を利用した際の補助金算出例：旅行代金10,000円クーポン等1,000円の場合)

旅行代金（10,000円）からクーポン等（1,000円）分を差し引いた額をもとに補助額を算出。
 $10,000円 - 1,000円 = 9,000円$
 $9,000円 \times 20\% = \text{割引額は1,800円}$



(2) 取消料（キャンセル）の取扱いについて

取消された宿泊＝実際に宿泊をしていない利用者に対して補助金は適用できません。

利用者事由に基づく取消料については次の考えをもとに取り扱ってください。

- ①取消料は補助適用前の「宿泊料金」に対して発生します。
- ②補助金が適用された「決済済みの宿泊料金（利用者支払額）」より取消料が大きくなる場合、不足額は利用者の負担となります。事業者は利用者に支払いを求めてください。

(宿泊割引による代金変更がされた宿泊商品の取消料取扱い例：旅行代金10,000円取消料100%の場合)

取消料は旅行割引による割引適応前の宿泊料金（10,000円）に対して発生する。
利用者支払い額より取消料が多い場合、不足額（4,000円）は利用者が追加で支払い。



(4) 利用者に求める条件

利用者に求める条件

以下の利用条件を全て満たす者の場合に限り、補助の適用及び地域クーポンの付与が可能となります。

- ① 日本国内居住者（長崎県内居住者を含む）
- ② 補助は長崎県を目的地とする旅行・宿泊が対象となります。
 - ・長崎県民の県内旅行を含む
 - ・出張等も利用可※公費での出張や公立学校の修学旅行引率などは対象外となります。
- ③ 旅行会社等にて予約の申し込み、宿泊施設でチェックインを行う際に、身分証（運転免許証・健康保険証など）の提示が必要です。
宿泊施設での身分証のコピーや保管は不要とします。

~~④ ワクチン3回目接種済証または陰性の検査結果通知書の提示が必要です。~~

~~【ワクチン3回目接種済証】の提示~~

~~ア) デジタルワクチン接種証明証または紙の接種証明証を提示ください。~~

~~【陰性証明証】の提示~~

~~ア) 同居家族等と旅行する12歳未満のこどもの掲示は不要です。~~

~~イ) PCR検査及び抗原定量検査の場合：宿泊または旅行開始前3日以内まで有効です。~~

~~ウ) 抗原定性検査の場合：宿泊または旅行開始前の前日または当日まで有効です。~~

~~エ) 市販の検査キット（セルフチェック）は認められません。~~

~~検査結果は、以下の項目が明記されている検査を利用すること~~

~~A. 受検者氏名 / B. 検査結果 / C. 検査方法 / D. 検査所名~~

~~E. 検体採取日 / F. 検査管理者氏名 / G. 有効期限~~

※原本でなくても、電子的なワクチン接種証明や、接種済証・検査結果通知書を撮影した画像やコピー等でも有効

※抗原定性検査を、参加事業者管理の下で行い、検査結果通知書を発行する場合は、上記「C. 検査方法」の代わりに「キット名」を、「D. 検査所名」の代わりに「事業者名」を記載してください。

※チェックイン当日にワクチン3回目接種済証及び、陰性結果の提示が出来ない場合は割引前の料金での宿泊となり、地域クーポンもお渡し出来ません。また、取消料（キャンセル）につきましては、「取消料（キャンセル）の取扱いについて」[P26]をご確認ください。

※同居家族等と旅行する12歳未満のこどもの「ワクチン3回目接種済証」「陰性結果」の掲示は不要です。

- ⑤ 本事業の趣旨・目的を理解し、長崎県（ながさきで心呼吸の旅キャンペーン事務局を含む）、本事業に参加している旅行会社および、地域クーポン加盟店からの依頼に協力できること。

※重要※
5/8(月) 以降、
ワクチン接種歴・陰性の検査結果の確認は不要となります。
なお、居住地確認等の観点から本人確認は引き続き必要となります。

5. ワクチン接種・検査結果確認方法

(1) ワクチン接種済証明、検査陰性証明について

チェックイン時の確認方法

チェックイン時に、下記のワクチン接種証明または、検査結果証明の確認を行います。

◆ 公的証明書による本人確認 及びワクチン検査パッケージの確認

以下の2点を確認してください。

【本人確認】

- 宿泊者から提示された公的証明書（住所記載があるもの）をもって、キャンペーンの助成を受けようとする方全員が日本居住者であるか確認を行う。
- 公的証明書（住所記載があるもの）とは、運転免許証、健康保険証マイナンバーカード、島民カード等、公的機関が発行したもので住所の確認ができるものを指します。住民票、公共料金の領収書等3カ月以内に発行されたものに限りです。

【新型コロナワクチン接種証明3回】又は【PCR検査陰性の検査結果通知書の確認】

➤ 以下の①、②のいずれかで確認してください。

①ワクチン接種歴
②検査結果

※令和5年5月8日（月）以降、ワクチン接種歴及び陰性結果の確認が不要となります。

※長崎県民であっても3回接種完了が条件

②検査結果による確認

- PCR検査等が推奨されていますが、抗原定性検査結果でも可とする
- 検査結果の有効期限にチェックイン日が含まれているか確認
- ※PCR検査3日以内、抗原定性検査1日以内
- 有効期限を超えての連泊の場合は、初日チェックイン時に陰性確認ができていれば可とする
- 市販のセルフ検査キット、簡易検査キットによる検査は不可
- ※画像や写し、電子的な検査結果通知書での確認も可

— ※12歳未満について

— 親等の監護者が同伴する場合、監護者がワクチン接種証明（3回）又は陰性証明（3回）の提示ができれば、ワクチン接種証明等の提示不要。

— ただし、監護者の同伴がない場合、監護者がワクチン接種証明等を提示できない場合については、本人のワクチン接種証明（2回）又は陰性の検査結果通知書の提示が必要。

— ※12歳以上は学生であっても、ワクチン接種証明（3回）又は陰性の検査結果通知書が必要

(2) ワクチン接種・検査確認について

紙の証明書でのワクチン接種済確認方法

ワクチン接種済確認を下記の手順でおこなってください。

【ワクチン接種済証等（紙）の確認方法】

- ① 身分証（運転免許証、健康保険証などの本人確認ができるもの）
- ② ワクチン3回目以上接種済の証明
※ワクチン接種済証等は、原本、コピー、スマートフォンの写真等の提示でも可能とする。

ワクチン接種済証（臨時）
接種券付属の様式、紛失した場合などに再発行したもの

接種記録書
医療従事者等のエッセンシャルワーカー、職域接種など、接種券が届く前に接種を受けた人の証明

**CDC発行
ワクチン接種歴**
基地内従業員などが基地内で接種した場合の接種証明書

身分証

※令和5年5月8日（月）以降、ワクチン接種歴及び陰性結果の確認が不要となります。

照合・本人確認

※紙の証明書は、接種時期や場所により、主に上記の3種類が発行されています。

※4回目接種券などで3回接種歴が確認できればそちらでの確認も可能です。

【確認ポイント】

- ① 身分証の内容（氏名、生年月日、住所）と、ワクチン接種済証等が一致しているか。
- ② ワクチンの3回分のシールが貼られているかを確認。

<ワクチン接種済証の場合>

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種番号:

接種回数	接種年月日	氏名	生年月日
1回目			
2回目			
3回目			

新型コロナウイルス、2回目接種記録

接種年月日	氏名	生年月日

<接種記録書の場合>

新型コロナウイルス接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

接種回数	接種年月日	氏名	生年月日
1回目			
2回目			
3回目			

(2) ワクチン接種・検査確認について

アプリによるワクチン接種済確認方法

ワクチン接種済確認を下記の手順でおこなってください。

【 ワクチン接種済証等（民間アプリ）の確認方法 】

民間が開発し無料でサービスを提供しているアプリは既に複数あります。

アプリの活用については、アプリに格納されている接種済証は接種済証（紙）の写真や画像と同じものであるため、アプリの提示だけでなく、身分証との照合を行う方法により確認を行う運用とします。

- ① 身分証（運転免許証、健康保険証などの本人確認ができるもの）
- ② ワクチン3回目接種済の証明（スマートフォンの写真等の提示でも可）



【 デジタルワクチン接種済証明での確認方法 】

デジタルワクチン接種証明利用の場合、身分証の提示は不要となります。

マイナンバーカードで、
新型コロナワクチンの接種証明書（电子版）
が取得できます

- ✓ 新型コロナワクチンの接種証明書（电子版）は、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能です。
※マイナンバーカードを読み取る事ができるスマートフォンに限りです。
 - ✓ 接種証明書（电子版）の申請には、**マイナンバーカードが必要**です。
 - ✓ マイナンバーカードは、申請から交付の準備ができるまで**概ね1か月**かかります。**お早めに申請・受け取りいただくよう**お願いします。
※お住まいの市区町村によって状況が異なりますので、市区町村のHPを併せてご確認ください。
- ※ 新型コロナワクチンの接種証明書（电子版）は、**2021年12月20日**から申請受付を開始しています。

接種証明書（电子版）の活用ポイント



Point 1 目視確認

- ・ 紙の証明書と同様の内容がスマホの画面で確認できる

Point 2 二次元コード読み取り

- ・ スマホ等で二次元コードを読み取ることで内容が確認可能
- ・ 二次元コードに含まれる電子署名により、偽造を防止



新型コロナワクチン接種証明書アプリ

デジタル庁 医療

3+

★★★★★ 1,108 人

インストール

ほしいもののリストに追加

▼以下よりアプリをインストールできます

Apple Store



Google Play



内閣官房 デジタル庁 総務省 厚生労働省

＜お問い合わせ先＞

接種証明書全般：厚生労働省新型コロナワクチンコールセンターフリーダイヤル（0120-761770）
マイナンバーカード全般：マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）

詳細は以下を参照してください。

<https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinecert>

(2) ワクチン接種・検査確認について

検査等による陰性の確認

検査等による陰性の確認は以下の手順でおこなってください。

【PCR検査による陰性の確認】（ワクチン未接種または3回目未接種の場合）

① 身分証（運転免許証、健康保険証などの本人確認ができるもの）

② PCR検査の陰性結果通知（メールまたは紙）

※検査機関が発行した結果通知であることが必要です。

※市販の検査キット（セルフチェック）は、認めておりません。

《検査の有効期限》

PCR・抗原定量検査の場合：宿泊または旅行開始の3日以内

抗原定性検査の場合：宿泊又は旅行開始の前日または当日

③ PCR検査結果に掲載が必要な項目

A. 受検者氏名 / B. 検査結果 / C. 検査方法 / D. 検査所名 E. 検体

採

※5/8(月)以降、

【抗】 **ワクチン接種歴・陰性の検査結果の確認は不要となります。**

参加事業者管理の下で行い検査結果通知書を発行する場合は、上記PCR陰性の検査結果通知書の「C. 検査方法」の代わりに「キット名」を、「D. 検査所名」の代わりに「事業者名」を記載すること。

＜検査陰性の提示＞

新型コロナウイルス検査センター検査結果
陰性報告
〇〇〇〇様
検査結果報告
唾液採取日2021/10/1
検査日2021/10/2
この〇〇〇〇様の新型コロナウイルスPCR検査の結果は、
陰性となりました。
新型コロナウイルス検査センター

サンプル
〈 COVID-19に関する検査証明書 〉
氏 名 〇〇〇〇 様
検 査 日 2021/04/09
検査結果 陰性 (抗原検査)
新型コロナウイルス検査センター
↑ 検査会社発行の結果通知イメージ
← 検査会社からのメール通知のイメージ

照合

+



(2) ワクチン接種・検査確認について

利用者条件を満たさない場合の対応 (1)

① 陽性以外の理由で条件を満たさない場合

- ・検査結果が判定不能
- ・検査結果等の提示がない
- ・ワクチン3回目接種していない 等

抗原定性検査が近隣で提供されている場合、ご案内ください。

また、宿泊事業者が抗原定性検査を実施している場合も、受検をご案内してください。

(但し、薬事承認された受検キットを使用できる場合に限りです)

② キャンセルの取扱い

ワクチン3回接種、検査陰性結果の提示が本事業の利用要件となっておりますので、これを満たさない場合は、本事業をご利用いただけません。

宿泊者
ください。 ※5/8(月)以降、
ワクチン接種歴・陰性の検査結果の確認は不要となります。
に応じたキャンセル料の請求を行ってください。

ながさきで心呼吸の旅キャンペーンの地域クーポンを、キャンセル料の支払いに充当することはできません。

③ 複数人の参加者のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者

グループ内に1人でも条件を満たさない者がいる場合、基準を満たしていない方のみ補助対象外とする。

④ 確認書類の後日の提出は認められません。

(必ずチェックイン時に確認してください。)

(2) ワクチン接種・検査確認について

利用者条件を満たさない場合の対応 (2)

ながさきで心呼吸の旅キャンペーンの利用にあたり、以下に該当する場合、検査確認又はワクチン接種の適用対象外となります。

① 12歳未満の者

同居する親等の監護者が同伴する場合に限り、適用対象とする。

② 「学校等」の活動

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等」を踏まえた対応を行うことを前提として、ワクチン・検査パッケージは適用しない。

ア. 修学旅行は、学校教育活動の一環であるため、適用外

イ. 高校

※5/8(月)以降、

ウ. 大学

ワクチン接種歴・陰性の検査結果の確認は不要となります。

の感染リスクの高い活動への「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用等については文部科学省において別に定めます。

※今後、感染状況等を見ながら、利用対象等を変更する場合があります。

※「学校等」とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校、保育所、こども園、児童養護施設をいう。

6. 宿泊事業者の役割

(1) 宿泊事業者の役割について

役割 1 : 宿泊事業者の役割について

本事業に参加する宿泊事業者は、以下の事項をおこなっていただく必要があります。

① 本人確認

運転免許証、健康保険証等の公的機関が発行する証明書での確認が必要です。

② ワクチン3回目以上接種済証明の確認

接種済証等で利用者がワクチン3回目以上接種済であることを確認してください。

③ 検査の陰性結果の確認

②で利用者がワクチン3回目以上接種済であることを確認できない場合、検査結果で陰性を確認してください。

※ 同居家族等と旅行する12歳未満のこどもは検査不要です。

※ PCR検査の場合：宿泊または旅行開始前3日以内。

※ 抗原定性検査の場合：宿泊または旅行開始前の前日または当日。

※ 市販の検査キット（セルフチェック）は認められません。

※ 検査結果は、以下の項目が明記されている検査を確認すること。

A. 受検者氏名 / B. 検査結果 / C. 検査方法 / D. 検査所名 E. 検体採取日 / F. 検査管理者氏名 / G. 有効期限

※ 身分証等で検査結果が利用者本人のものであることを確認してください。

④ 地域クーポン（QR）の適切な配布

管理画面より、地域クーポンを適切に利用者に配布すること。

⑤ 長崎県及び事務局の依頼に協力

本事業の趣旨・目的を理解し、長崎県及び事務局からの依頼に協力できること。

(1) 宿泊事業者の役割について

役割 2 : 実地検査と関係書類等の証憑について

本事業は、国の補助金（地域観光事業支援）を活用して実施する国庫事業となりますので、経理書類等は**5年間保存・保管**する必要があります。

【 参加事業者にて5年間保管いただく証憑類 】（データでの保管も可）

参加事業者は以下のものを、5年間保管してください。

- ① 割引を適用した予約記録の予約経路（履歴）が確認できるもの。
手配書や予約確認書等のFAXやメール・LINE等の履歴。
電話予約の場合は「いつ・だれが・だれに」予約したのか履歴を書き留めること。
- ② 割引を適用した商品がわかるもの。
パンフレットやHPまたはSNS等の画面のスクリーンショット等。
- ③ レジカード（宿泊者カード）
利用者直筆の宿泊年月日・氏名・住所・電話番号等が記載されているもの。
- ④ 宿泊者名簿
旅館業法及び住宅宿泊事業法で定める記載事項の宿泊者名簿であること。
- ⑤ お客様からのお支払が証明できるもの
現金でお支払の場合は領収書控え、クレジットでお支払の場合は利用明細書、振込でのお支払の場合は通帳の写し、または振込データ
- ⑥ 経費書類（宿泊に関わる、各仕入・光熱費・リネン・清掃費等）

(2) 不正行為について

不正行為の禁止

本事業においては、一切の不正な行為は許されません。万が一不正利用を行った場合、当該宿泊事業者の参画登録取消、状況によっては法的措置を講じる場合もあります。また事務局は全ての宿泊事業者に対し監査をおこなうことがあります。

重要

本来の価格（割引前の価格）を不当に高く設定しないでください。商品の販売に際しては、助成分を予め上乗せし、本来の価格を不当に設定する等、本事業の趣旨を逸脱した販売を行わないようにしてください。

重要

福利厚生を目的に、自社の資金を従業員の宿泊代金に充当する行為は不正行為とみなしますのでご注意ください。

監査への協力

監査を行う際には事業者の協力が必要となります。

事務局の求めに応じて、役割 2 の書類に加え以下書類の提出が求められます。

- ✓ 旅館業法、住宅宿泊事業法で保管が義務付けられている書類
- ✓ その他、当事務局が必要と判断する書類

(3) その他

その他の注意事項

- ① 提出書類は、内容に相違の無い旨、署名・押印をお願いします。
- ② 「①」の署名・押印は事業者様の代表者又は、担当部署の責任者様がおこなってください。
- ③ 要領・マニュアル及び各種様式については改訂する場合がありますので、各お手続きの前に、最新版であるか本事業、事業者様向けホームページにてご確認くださいませようお願いいたします。
ながさきで心呼吸の旅キャンペーン 事業者様向けページ
<https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin/report/nagasaki-shinkokyu/jigyousha>
- ④ 割引額をお客様へ還元せず、宿泊事業者及び地域クーポン加盟店の利益とすることは厳禁です。
- ⑤ 利用者による不正利用が発覚した場合及び利用者とのトラブルが発生した場合、参加事業者は事務局へ通報してください。
- ⑥ 天災、火災、ストライキ暴動又は戦争行為などの不可抗力が発生し、ながさきで心呼吸の旅キャンペーンが中止または一時停止となった場合、当該事項に起因する一切の損害賠償について長崎県又は事務局は負いません。
- ⑦ 長崎県及び事務局は、必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができます。
- ⑧ 本事業において長崎県及び事務局は、参加事業者が適正に業務をおこなっているか実態を確認するため定期的に覆面調査をおこなう場合があります。
- ⑨ 長崎県及び事務局は、対象事業者・取扱店舗が要領、マニュアル及び各業界団体が定めた規定に違反した場合及び不正な登録申請、請求を行った場合、支援金・クーポン券精算代金の全部又は一部の支払いを停止することができます。
- ⑩ 本事業以外の類似事業において不正もしくは不正と疑われる行為があった施設、または該当事務局等からの書類提出などの協力要請に応じない等の行為が認められた施設については本事業の参画の停止もしくは参画の取消をする場合がございます。
- ⑪ ⑨の命令を受けた対象事業者・取扱店舗は、県が指定する期日までに、遅延なく追徴金を含めた支援金・クーポン券精算全額を返還しなければなりません。

7～9月 各日の最低宿泊料金（宿泊を伴う旅行/1人1泊あたり）と地域クーポン配布金額

- 最低宿泊料金 平日：3,000円 休日：2,000円
- 地域クーポン配布金額 平日：2,000円 休日：1,000円
- 宿泊を伴う旅行については、宿泊日とその翌日がともに**休日（土曜・日曜・祝日）**の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。

○ Aカレンダー：最低宿泊旅行金：3,000円 クーポン配布金額：2,000円

○ Bカレンダー：最低宿泊旅行金：2,000円 クーポン配布金額：1,000円

7月				8月				9月			
1(土)	B	17(月)	A		1(金)	A	17(日)	B			
2(日)	A	18(火)	A		2(土)	B	18(月)	A			
3(月)	A	19(水)	A		3(日)	A	19(火)	A			
4(火)	A	20(木)	A		4(月)	A	20(水)	A			
5(水)	A	21(金)	A		5(火)	A	21(木)	A			
6(木)	A				6(水)	A	22(金)	A			
7(金)	A				7(木)	A	23(土)	B			
8(土)	B				8(金)	A	24(日)	A			
9(日)	A				9(土)	B	25(月)	A			
10(月)	A				10(日)	A	26(火)	A			
11(火)	A				11(月)	A	27(水)	A			
12(水)	A				12(火)	A	28(木)	A			
13(木)	A				13(水)	A	29(金)	A			
14(金)	A				14(木)	A	30(土)	B			
15(土)	B				15(金)	A					
16(日)	B				16(土)	B					

<事業者向け問い合わせ先>

ながさきで心呼吸の旅キャンペーン事務局

〒850-0035 長崎県長崎市元船町13-5 第2森谷ビル1階

TEL : 095 - 818 - 3505

FAX : 095 - 818 - 3519

メールアドレス : shinkokyu-s@42.tripwari.jp

URL : <https://www.nagasaki-tabinet.com/feature/nagasaki-shinkokyu>

営業時間 : 平日 10 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝休業)

Ver	更新日	更新内容
Ver.1	2022/10/5	新規作成
Ver.2.1	2022/10/12	P40 様式第2号「宿泊割引申請書兼地域クーポン受領書」について様式・取扱い変更
Ver. 2.1.1	2022/11/28	キャンペーン期間延長に伴い、日付を変更
Ver. 3.0.0	2022/12/28	【2023年1月10日以降用】の事業にあわせて加筆修正。 P3～7,17,20,21 割引率・地域クーポン配布額の変更 ・割引率：20% ・割引上限 宿泊を伴う旅行商品：3,000円 日帰り旅行商品：3,000円 宿泊を伴う旅行商品（交通付）：5,000円 ・地域クーポン：平日 2,000円 ・最低旅行代金：平日 3,000円 休日 2,000円 P7 既存予約の取扱いについて P10 参画要件 変更 P17～18 地域クーポン配布方法・受領書について 変更 P30～34 ワクチン接種券確認方法 ・4回目接種券等で3回目接種歴が確認できれば可 ・検査結果通知書は画像や写し、電子的な検査結果通知書での確認も可 P35 「学校等」に保育所、こども園、児童養護施設 追加 P38 精算スケジュール 変更 P39 申請書様式 変更 P45 参考 キャンペーン期間 変更
Ver.3.1.1	2023/01/07	宿泊代金割引申請書兼地域限定クーポン受領書の様式改定に伴い、加筆修正 P18 様式差替、クーポンを各自発行した場合でも受領書の記載署名は代表者のみで可。 P39 様式差替 P15 予約管理システムURLの変更、初回ID・パスワードの通知方法変更（メールでご案内）
Ver.4.0.0	2023/3/17	キャンペーン期間延長に伴い、日付を変更 P38～39 精算スケジュール 変更 P46～47 参考 キャンペーン期間 変更

Ver	更新日	更新内容
Ver.4.1.1	2023/4/28	予算の上限に達する見込みのため、5月12日（金）をもって新規予約受付を終了することに伴い加筆修正 P4 予約受付期間 加筆修正
Ver.4.2.0	2023/5/8	・5/8（月）以降、ワクチン接種歴・陰性の検査結果を事業の利用条件として確認することを廃止することに伴い、 P4,5,10,16,26~35,42 について、加筆修正 宿泊割引申請書兼地域クーポン受領書 様式変更 ・5/8（月）以降、新型コロナウイルス感染症の位置付けが、5類に移行するのに伴い、業種別ガイドライン並びに第三者認証制度「team NAGASAKI SAFETY」が廃止・終了のため、 P4「感染症対策」について加筆修正 P10-⑧ 削除
Ver.5.0.0	2023/6/21	キャンペーン期間延長に伴い、日付を変更 P4,6,7,17 について加筆修正 P48 参考 7月カレンダー追記
Ver.6.0.0	2023/8/1	【2023年9月1日以降用】の事業にあわせて加筆修正。 P4,5,11,15,16,17,18 について加筆修正 P38 参考 7～9月カレンダー追記